



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料 顧問税理士が背任罪で告訴された事実の公表は名誉棄損 ～税理士損害賠償請求事件～

顧問税理士が、背任罪で告訴された場合、その事実を公表することが、名誉棄損に当たるか否かが争われた事件で、広島地裁は、その事実の公表は名誉棄損に該当するという新しい判断を示しました。（平成27年5月15日広島地裁判決、一部認容・確定、TAINSコードZ999-0154）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、社会福祉法人の顧問税理士として原告が行った業務が背任罪に該当するとして、被告が原告を刑事告発し、そのことを被告が設置するホームページ上に掲載し、被告の主催する社会福祉法人監事等の研修会において、その事実を記載した紙を配布するなどしたことによって名誉を毀損されたとして、被告に対し国家賠償法4条、民法723条に基づき、謝罪文等の交付を求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき、500万円及び遅延損害金の支払を求めたという事案です。

2. 広島地裁の判断

社会福祉法人Aの理事長であったHのほか、理事のP及びI、顧問税理士の原告は、いずれも本件寄付の条件となっていたJの理事等への就任が実現されなかったため、A法人はJに対して寄付金2400万円を返還しなければならず、その返還に応じなければJから法的責任を追及される可能性があると考えていたこと、Aは、Jに対して実質的に寄付金2400万円を返還するため、Jが設立した法人である有限会社Kとの間で本件業務委託契約を締結し、報酬の名目で金員を支出したことが認められる。

そうすると、Hと原告は、いずれも、本件業務委託契約に基づく報酬の支出により実質的に寄付金を返還することがAに損害を加える行為であると認識しておらず、背任罪についての故意や自己若しくは第三者の利益を図り又はAに損害を加える目的を有していたとは認められないという余地が十分にあったといえる。

以上検討したところによれば、Aの理事長が同法人を代表して本件業務委託契約を締結し、これに基づいて報酬を支出させたことは、Aに損害を加えるものであるとは認められないという余地が十分にあり、また、原告に背任罪の故意や自己若しくは第三者の利益を図り又はAに損害を加える目的があったとは認められないという余地が十分にあり、被告は、原告を背任罪の疑いで刑事告発し、その事実を公表するに当たっては、本件寄付の経緯や原告が認識していた事実関係について調査検討を尽くすべきであったにもかかわらず、被告は原告の顧問税理士としての活動が背任罪の客観的構成要件及び主観的構成要件に該当するかどうかについて、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件公表を行ったということが出来る。公務員が職務上の告発義務を負うことは、上記の判断を左右するものではない。したがって、被告が本件公表をしたことは、国家賠償法1条1項所定の違法なものと評価するのが相当である。また、上記の認定判断によれば、被告には過失があると認められる。よって、被告は、原告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負う。

本件訴訟において、本件公表が違法であるとの判断を示し、被告に対して300万円の損害賠償を命じることにより原告の社会的評価を相当程度回復することが可能であるということが出来る。したがって、上記金額の損害賠償とともに名誉回復処分としての謝罪文等の交付を命じる必要があるということとはできず、名誉回復処分としての謝罪文等の交付を命じることが相当であるということとはできない。

（税法データベース編集室 朝倉 洋子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判13頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。